

堀 敏一著

## 『中国古代の身分制——良と賤——』

籾 山 明

本書の課題は、副題にも示されるように、「中国古代において良民と賤民、あるいは良人と賤人などと呼ばれる身分を、歴史形成的にとりあげようとするものである」(三頁)。全体の構成は次の通り。

## 序 章 日本における中国古代身分制研究の動向と本書の構成

## 第一篇 奴隸制の展開と良賤制

## 第一章 中国における奴隸制の起源

## 第二章 中国における良賤身分制の成立過程

## 第二篇 秦漢時代の諸身分

## 第三章 雲夢秦簡にみえる奴隸身分

## 第四章 漢代の七科謫身分とその起源——商人身分その他

## 第五章 漢代の良家について

## 第三篇 六朝隋唐の新身分

## 第六章 部曲・客女身分成立の前提——六朝期隸属民の諸形態

## 第七章 北朝雜戸制の再考察

## 第八章 隋唐の部曲・客女身分をめぐる諸問題

## 参考文献目録

あとがき

まず序章では、本書に言う「身分」とは「國家の支配体制のなかにおいて、法によって設定され規定されて固定した社会的地位」を指すこと、國家は「これらの地位を画定することによって、上下の尊卑・貴賤の等級を定め、支配体制の維持をはかった」のであり、「本書での主題はそのような皇帝支配体制を表徴する國家的身分」であること、などが確認され(三頁)、ついで日本における身分制研究史を三つの段階にわけて整理する。すなわち、玉井是博氏に始まり浜口重國氏によって集大成された法制史的・制度史的研究、前田直典氏や仁井田陞氏あるいは宮崎市定氏に代表される、時代区分論争と密接にかかわった経済史的研究、ならびに西嶋定生氏によって端が開かれ尾形勇氏や著者らに継承された、身分を國家支配との関連でとらえる新たな研究段階、の三つである。そして「以上の簡単な研究史で明らかにしたように、私は良賤身分が中國の皇帝支配下の國家身分であることを確認したうえで、その前提に奴隸制その他の隸属關係の發展があったことを明確にしておく必要があると感ずるにいたった」(四頁)と述べられている通り、國家身分の前提には民間における様々な私的隸属關係の發展があるというのが、良民を主体とする國家秩序の維持を目的として賤民身分が設置されたと説く尾形説との対峙において著者の到達した認識であり、本書の基調をなす考えともなっている。

本論は三篇にわかれ、第一篇は良賤制形成史とでも名付くべき内容。奴隸制の出現・発展を殷代にまでさかのぼって通覧した第一章と、かかる奴隸制の発展を前提として良奴・良賤の身分制度が形成されてくる過程を追究した第二章とから成る。第二篇は言わば第一篇の補論・各論にあたり、良賤制の原形とも言うべき、雲夢秦簡にみえる臣妾身分を隸臣妾との対比において論じた第三章と、良賤身分が確立する以前の漢代における「特殊な身分」としての七科謫および良家を取りあげた第四章・第五章とから構成される。また、第三篇は第一篇の統篇にあたる部分であり、南北朝期における部曲・客女身分成立の前提としての様々な隸属関係を検討した第六章、隋唐官賤民の前身となる雑戸制の展開を扱った第七章、ならびに第六章をうけて隋唐期の部曲を国家支配の中に位置づけた第八章が含まれる。このうち第一・第五・第八章は新稿であり、第二章も同名の旧稿を全面的に書き改めたものである。また、旧稿においては原文ないし読み下し文であった史料が、本書に収めるにあたっては総て口語訳されている。

対象とする時代は殷代に始まり唐代に及び、分析される史料もまた甲骨卜辞や青銅器文から吐魯番出土文書に至るまで幅広い。かような時間軸の長い、かつ論点の多岐にわたった身分制研究は、日本においても中国においても従来ほとんど無かったものであり、それが著者によって成されたこと——しかも最初の収録論文が世に問われてから僅か五年という短時日のうちに成されている——は、中国身分制史研究のひとつの画期として高く評価されるべきであろう。つとに古典として令名の高い仁井田氏の『支那身分法史』（一九四二年）や浜口氏の『唐王朝の賤人制度』（一九六六年）とともに

に、本書は今後この分野を志す者によって必ずしもとかれる書物となるに違いない。

このような労作に対しては、まず各章ごとの論旨と到達点とを丁寧で紹介し、しかるのち論評を加えるというのが著者への礼儀であること、評者も重々承知している。しかしながら、右に略述したごとき多様な論点を含んだ本書に対してそのような書評を書くことは、限られた紙幅と能力とをもってしては不可能に近い。それゆえ、非礼とは知りつつも小稿では以下、各篇から一つづつ計三つの論点を選んで検討を加え、もって書評にかえたいと思う。本書の豊かな内容を伝えきれぬこと、あらかじめお断りして、著者ならびに読者の御寛恕を請いたい。

## 二

第一篇については第一章を中心に、犯罪奴隸の早期存在という論点を検討したい。すなわち、「中国の初期奴隸の来源が主として戦争の俘虜・被征服者と犯罪による処刑者にある」（六九頁）というのが著者の見解であるが、このうち「犯罪による処刑者」が含まれることは、「刑罰による奴隸の使役が戦国期に始まるという」評者の理解と「大きくくい違ふ」（六五頁）。たしかに、かつて著者に批判されたごとく、評者の旧稿は論証に理を尽くしたものとはいえ難く、今日では補訂の必要を感じている。しかし一方で、著者の見解もまた立論の根拠において問題を含んでいるように思う。以下、その史料の根拠を検討してみよう。

まず著者は、周礼・秋官司厲の「其奴、男子入于罪隸、女子入于春臯」なる一節を引き、この罪隸が蛮隸・閩隸・夷隸・貉隸と

ともに五隸と呼ばれ各々一二〇名の定員をもつ(同・司隸)ところから、「其の奴は、男子は罪隸に入れる」とは「犯罪者を奴隸として罪隸の一二〇名の定員にあててることを意味している」のであり、「このことは、俘虜あるいは貢獻された異民族の出身者と犯罪者とが、相並んで初期奴隸の来源をなしていたという説を傍証することになろう」と説く(五七・五九頁)。だが、著者も認めているように、「周礼は全体として成立年代に問題があり、右の部分もどのくらい古くさかのぼることができるか疑問があろう」(五九頁)。「閼」と呼ばれる異民族が史書に姿を見せる時期を想うとき、評者もまた同様の疑問を禁じえない。そこで著者は次に、確実な周代資料との対比によって秋官の信憑性を裏付けようと試みる。すなわち、秋官掌戮にみえる「墨者使守門、劓者使守閼、宮者使守内、劓者使守圜、髡者使守積」という肉刑者の使役を示す記述と、刑者守門を表出した西周青銅器とを結びつけて、「さきの周礼、掌戮条の肉刑者の労役使用の事実も、すくなくとも西周時代までさかのぼるといってよいであらう」(五九頁)とするのである。

しかし、刑者守門の習俗が西周期にあったということ、犯罪による肉刑者が守門等の労役にあてられたということは、厳密に言えば別箇のことがらである。身体の毀損が必ずしも狭義の刑罰によるものではないこと、たとえば「吳人伐楚、獲俘焉、以為閼、使守舟」(左伝襄公29年)といった例からも明らかだからである。したがって、著者の論証が成り立つためには、青銅器に表出された刑者が犯罪者であることの証明が不可欠となるが、それは不可能に近いだろう。思うに、刑者守門器に注目するのであれば、

むしろ著者が五一頁に引く地官師氏の「使其属師四夷之隸、各以其兵服守王之門外、且隤」という記述や、何よりも同時代資料たる詢毆や師酉毆にみえる「西門夷」とこそ対比すべきではないか。むしろその場合、著者の主張するような犯罪奴隸の姿は消え、かわって異族奴隸の姿が浮かびあがってくることを言うまでもない。

さて、ついで著者は「罪を意味する鼻・辜の字や、奴隸に関する董・妾・宰・僕等の字は、卜辞もしくは金文などではないけれども辛字を構成要素としており、辛字は入れ墨の道具を形どったものという」(六一頁)との説を引き、「罪によって入れ墨を施されたものが、奴隸として使役された」(同)ことを文字の構成面から論証しようとする。著者も別に注記する通り(三四頁注10)、これは郭沫若氏や白川静氏によって——両者に若干の相違点はあるが——となえられた説であり、一般の字典類にも紹介されている。しかし、この説に対しては、つとに朱芳圃氏によって「果如其言、龍・鳳諸物、有何辜尤而以辛加於其頭上」という辛辣な批判が出されていることに注意を促しておきたい。かわって朱氏が提唱した「妾象女頭上戴辛。辛与辛同。辛、鬻薪也」という解釈には多分に通俗語源説の臭いが感ぜられるけれども、批判そのものは傾聴に値するものと思われる。

このほかに著者は、尚書の甘誓・湯誓・牧誓にみえる「孥戮」なる連語や、詩経・小雅正月の「民之無辜、并其臣僕」という詩句などを論拠として挙げる。しかしながら、前者は著者自身も逡巡しているように、語句の解釈およびテクストの成立年代に問題があり、また後者について言えば、「辜」や「罪」の古義が狭義の犯罪よりも広い概念をもつこと、評者は「刑」との対応において

指摘したことがある。<sup>③</sup> 以上要するに、犯罪奴隸の早期存在についての論拠はどれも充分な説得力をもつとは言いがたいというのが、一読しての率直な感想である。もちろん、そのことがただちに犯罪奴隸の不在を意味するわけではなく、新たな論拠はなお模索さるべきであろう。しかし、この問題を論ずるにあたっては、単に表面的な現象を追うだけにとどまらず、当該時代における犯罪とは何か、またそれは誰によってどのように裁かれ、いかなる形で制裁が下されたか、といった全体構造の中で検討を行なわないと、思いもよらぬ非歴史的な解釈に陥るのではないかと評者は危惧するものである。

### 三

第二篇では、第五章で論じられた良家子の定義について考えてみたい。周知の通り、良家・良家子の解釈については、魏の如淳を先蹤とし清の周壽昌に受けつがれた「七科謫除外説」と、中井積徳に端を発する「豪宗名家説」とが対立するが、著者の説はこのうち前者の系列に属する。すなわち、「漢代の良家子・良家女等の語は、多くの場合官人・官女を採用する条件として挙げられているのであるから、はっきりにした一定の範囲のある語であったとみななければならぬ」、その最低の線は「七科の謫にあたる諸身分や医・巫・工等を除いた庶人の範囲にきまっていたとみたい」（二四三頁）というのが、著者の結論である。

ところでこのテーマに関しては、つとに豪宗名家説に立った尾形勇氏の専論がある。それゆえ著者の論述はいきおい、個々の史料解釈において自説のほうがより整合的であることを納得させつ

つ進められてゆくことになるが、評者のみるところ多くの史料は必ずしも著者に有利——逆に言えば尾形氏に不利——だとは言えないように思う。たとえば、西北六郡の良家子が「いったん辺境の軍においてその能力を試されたうえで、その一部が中央へ送られた」（二三四頁）ことや、良家女を対象とした皇妃選定が「一般民衆の戸口調査の際に」行なわれ「しかもそれがそのまま採択されるのではなく、もう一度後宮において可否が決定されるという過程」（二三六頁）を経ることなどが、著者の言うように豪宗名家説への反証となるかは疑問である。特定の条件をもった上層諸家の子女からさらに厳選されたという解釈も、完全には否定できないだろう。のみならず、二二二頁に引く漢旧儀上に「取三輔良家子、自給鞍馬」、二二三頁に引く居延漢簡に「良家子自給車馬」とある良家子は、いずれも鞍馬・車馬を自給しうる存在である。とするならば、かような身分が「七科謫・医・巫・工・奴婢等を除いた比較的広い範囲」（二三四頁）と一致しうるか否か、やはり再考の余地があるのではなからうか。

さらに、本章の終りにみえる後漢書岑陞伝の解釈について検討しよう。父が誅殺された岑陞は「同郡の宗慈のもとに伺った」が、慈は「以陞非良家子、不肯見」、つまり陞に会おうとはしなかった。この一節を著者は、「陞の父が刑を受けたために、陞は良家の子とはみなされなかったであろう」（二四二頁）と解し、「後漢において刑を受けた官吏の子が、なお良家の子ではないとされた例」（二四三頁）として位置づける。しかし、よく考えてみたい。なぜ宗慈は岑陞に「会おうとはしなかった」のだろうか。もしそれが著者の言う通り父の受刑の故であるとすれば、宗慈は岑陞の

出自を知っていたことになり、「厓は年少で名を知られていなかった（厓年少未知名）」という上文の記述と明らかに矛盾する。こ

こはむしろ、「彼が『良家子』であったにも拘らず、宗慈には『未知名』故に『良家子』とは思われなかった」という尾形説のほうが整合的なのではあるまいか。著者は「厓厓伝の叙述は『厓良家子』と断定して、宗慈がそう思ったのだとは言っていない」と尾形氏を批判するが（二四三—二四四頁注12）、「以、厓非良家子」の以字には謂・以為の義があるから、この句を「宗慈がそう思った」と解しても誤りではなからう。とするならば、ここにいる良家子は尾形氏のごとく「岑彭の末裔であり、父が誅死したとは言え『二千石』の子弟である」ことを指す可能性のほうが強いのである。「賓客が家に溢れていた」ところへ見知らぬ少年がやって来た。

宗慈は彼がまさか名門の子弟であるとは思わなかったので「会おうとはしなかった」——というのが、この一節の文意ではないだろうか。

たしかに「良家の範圍を決定するのはなかなか難しい」（二三七頁）。しかし本書第二章で指摘される通り、先立つ先秦時代の良家の語に「上層階級」の義があること疑いなく、「こうした良家の語感が漢代人の間にも伝わらなかったとは言いきれない」（二四三頁）ではないか。説苑・善説篇に、斉の宣王が社山へ出猟しており、王をねぎらった父老のひとり「願わくは大王、良富家子の修行ある者を選びて以て吏と為し、其の法度を平らかにせられよ（願大王選良富家子有修行者以為吏、平其法度）」と進言した話を伝える。「良富家子」を「良富なる家の子」ととるにせよ「良家・富家の子」と解するにせよ、漢代における官人の母体としての良家

子との関連で注目に値する史料と思われる。

#### 四

第三篇からは、第七章を中心に部曲・客女の来源に関する見解をとりあげたい。本書三二三頁以下において著者は、部曲・客女は奴婢の解放・贖身によってのみ成立するという高橋芳郎氏の説を批判して、「当時現実には発生した奴婢以外のさまざまな隷属者が、部曲身分の名の下に存在を許されたということも、論理的に想定しうるであろう」と言う。つまり、奴婢の上昇とは別に良民の没落に由来する部曲・客女身分もありえたのではないかと、いうのが著者の主張である。しかしながら、その論拠にはいささか問題があり、高橋氏の問題提起はなお生きているように評者には思われる。

たとえば、著者は高橋説への「異論」として、「良人を『略』するか『略売』するか『和誘』するかして部曲と為すことを禁じた規定があるのは（唐律疏議二〇賊盜、略人略卖人条等）、そのような事実がありえたことを示している」（三三四頁）と言う。たしかに部曲・客女の中には、そのような発生経路によるものがありえたかも知れない。しかし、たとえばあったとしても、それはあくまで律に禁じられた違法行為なのであって、かようなケースを「部曲身分の名の下に存在を許された」（傍点評者）例として積極的に位置づけることはできないだろう。また、「長安と西州に相当数の部曲・客女が存在したこと」（同頁）が吐魯番出土文書からうかがえるとしても、戸口帳や名籍そのものは賤口の来源を語ってはくれないし、いわんや高橋氏は部曲・客女が現実には存在すること自体を

も否定しているわけではない——氏自身それは「疑いを容れない事実」だと述べている——から、何ら「異論」とはなりえない。<sup>④</sup>むしろ唐代には、良民の没落に由来する隸屬身分もあった。たとえば、著者が三三四—三三五頁で論及する樂事がそれである。だが、かりに樂事の法的地位が部曲・客女と同等であったとしても、それは両者の来源が同じであることを必ずしも意味しない。否、良民の没落者が樂事という独自の名称で呼ばれている事実はむしろ、部曲・客女の来源がそれとは別のところにあったことを示しているのではないだろうか。<sup>⑤</sup>

思うに、こうした著者の見解の根底には、「国家身分(法的身分)の前提には民間における私的隸屬關係の發展がある」という、小稿冒頭で紹介した基本認識が横たわっているのではないか。第八章の末尾にあらわれる次の文章は、こうした推定を裏付けるに足る。いわく、「部曲・客女身分が生まれる前提に、奴隸制以外のさまざまな隸屬關係の發展があったであろうことを第六章で考えてみた。本章でもとくに武周時代頃から以後、良民の没落するものが雇傭關係や小作關係を發展させ、あるいは没落した者の一部が部曲・客女もしくはそれと同等の身分として扱われたであろうことを推測した」(三四四頁)と。ここに言う「さまざまな隸屬關係」とは、主人と隸屬者との間に存在する「さまざまな私的隸屬關係」(二七九頁)を指す。たしかに、奴隸制的關係の發展なくして奴婢(臣妾)身分が法的に設定されなかったのと同様、対応する「さまざまな私的隸屬關係」の發展がなければ部曲・客女身分が設定されることもまた無かつたであろう。著者も言う通り、何もない所から新たな身分が設定されるはずはない。しかしながら逆

に、私的隸屬關係の發展がありさえすれば新たな法的身分が設定される、というわけではないだろう。身分が単なる私的隸屬關係の反映ではなく国家による人民支配と密接に関連することは、身分制研究史の「第三段階」における共通認識であり、著者もまた異存なきものと思う。たとえば部曲・客女身分の初出を伝える北周建德六年十一月の詔について、著者はかつて「国家は奴婢の解放にあたって、これを良人として解放しけるわけにいかず、旧主人の解放された奴婢にたいする支配を認めて、良人と奴婢の中間に位する部曲・客女という新しい身分を設定せざるをえなかったのである」と評価し、北朝末における一連の奴婢解放措置の一環として位置づけた。<sup>⑥</sup>この理解は至当なものであろう。だが、「その考えは今も変わっていない」(二四八頁)というのであれば、本書においてもかような国家政策の側面に、もっと注意が払われて然るべきだったのではないか。すなわち第六章では、克明に分析された「さまざまな私的隸屬關係」の發展と新身分の設定とを媒介する論理が——「部曲・客女という名称はたまたま新身分の名称として選ばれた」(二五三頁)と言うにとどまらず——是非とも示されるべきであつたと思われるし、また第八章では、北朝において奴婢解放という政策を反映していた部曲・客女身分に、唐代に至って良民の没落者をも包摂することが果たしてありえたか否か、なお慎重な検討が必要だったように思う。唐の戸令に定める部曲・客女の成り立ちが、著者の言う通り「北周建德六年の部曲身分成立の由来をそのまま継承したもの」(三三四頁)であるとすれば、なおさらであらう。本書序章で提示された、国家は身分の画定によって「支配体制の維持をはかった」という視角を、評者は貴重

なもの<sup>⑦</sup>と考える。しかし本篇を読む限り、この貴重な視角がなぜか後景にしりぞき、単純な反映論が前面に出て来ているとの印象をぬぐいきれないのである。

## 五

最後に、論旨には大きくかわらない史料解釈上の疑点を、些事にわたらぬ限りで三つほど指摘しておきたい。

第一。五七頁、周礼・秋官司厲（小稿に引用）に付せられた鄭注「鄭司農云、謂坐為盜賊而為奴者、輸於罪隸・春人・稟人之官也。由是觀之、今之為奴婢、古之罪人也」について、「官也」までを鄭司農説、「由是觀之」以下を鄭玄説とみるのは誤りであろう。注の全文を通覧すれば明らかなごとく、鄭司農の説はさらに下まで続き、しかるのち現われる「玄謂、奴、從坐而没入罪官者。男女同名」という一文が鄭玄説である。したがって、鄭司農注を「鄭玄がうけて、罪隸の奴を奴婢一般に拡大してしまつて、『今の奴婢は古の罪人である』というのは、嚴密に言えば誤つた注釈である」ということになろう」と述べた一二五頁の一文は訂正を要する。また、一二七頁に、三国志・魏書毛玠伝にみえる鍾繇の議論を評して「彼の引く尚書・周礼の文は、犯罪者そのものを奴隸とする例で、かならずしも漢以後長く行なわれた罪人妻子没官の例ではなさそうである」と言うのも、鄭玄説を看過したことにもとづく誤解である。おそらく鍾繇は、尚書や周礼を鄭玄に従つて解釈していたのであろう。尚書の「孥戮」を鄭玄が罪人妻子没官と解していることは、湯誓の正義に引く尚書注佚文からうかがえる。

第二。一三一—一三二頁、春秋公羊伝・襄公29年の「刑人則梟

為謂之閹。刑人非其人也」なる問答を、「肉刑者を非人間的なものとみる考え」の例として挙げるのは適切でない。この問答を著者は「肉刑を受けた刑人はどうして閹というのか。肉刑を受けた刑人は人間ではないからである」と解釈するが、これでは問いと答えとが——閹に「人間ではない」という語義でもない限り——全くかみ合っていない。「以刑人為閹、非其人。故變盜言閹」と説く何休の注や、「刑人不在君側」「古者、不使刑人守門」という礼記の参照を指示する徐彦の疏によるならば、刑人のごとき至賤者が君を弑した場合は「盜」と記すのが通例（疏に引く公羊伝哀公4年の一節を見よ）であるのに経文が「閹」と呼んでいるのはなぜか、というのが問いの主旨であり、したがって対する回答「刑人は其の人にあらざればなり」とは、刑人がそのような君側に置くべき人間ではない——よってあえて「閹」つまり刑人の門番と明記して貶責を加えた——からだ、と解さねばならない。説の当否はともかくも、それが伝の論理であろう。この問答は、「刑人は君側に在らず」（曲礼上）という考えを示す例にこそなれ、「刑人は人間ではない」という考えを示す例とはならないのである。

第三。二六九頁、三国志・魏書鄭渾伝の「重去子之法、云々」なる一節をもとに、『去子の法』なるものがあつて、棄て子の収養が規定されていたのではないかと推定し、さらに幼児収養についての議論に接続させるが、この解釈には問題がある。著者は「重去子之法」を「棄て子の法を重んじ」と訳し、「重」字を「重視する」の方向で解しているようであるが、同じく魏書の盧毓伝に「時天下草創、多遁逃。故重士亡法、罪及妻子」とあるように、「重某々法」という場合の「重」は法令・処罰を「重くする」の

謂と思われる。とするならば、鄭渾伝の一節は、棄て子に対する禁令を厳しくしたので、本来であれば棄てられたはずの男女が棄てられずに育てられるようになった、と読むべきであり、またそのほうが下文——著者は引用を省略しているが——「民初畏罪、後稍豊給、無不拳贍」ともよく接続するだろう。なお、これと類似した話が後漢書党錮列伝・賈彪伝にみえているので、参考までに引用しておく。

初仕州郡、孝廉、補新息長。小民困貧、多不養子。彪嚴為其制、与殺人同罪。……数年間、人養子者千数。兪曰、賈父所長。生男名為賈子、生女名為賈女。

ここに「養子」とは、言うまでもなく実子を養育することである。以上、たいへんに偏った書評となってしまうことを、再度お詫びしたい。このような体系的な書物に対しては、もっと理論的な方面からの批評がふさわしかったのかも知れないが、それは現在の評者のなしうところではない。今はただ、確実に自らの言葉として言えることだけを書き記して、書評の責を塞がせていただきたいと思う。本書には小稿で論及したほかにも、良・賤觀念の展開、「ツミ」と追放、異民族征服国家と身分支配など、今後に継承・発展されてゆくべき重要な論点が少なくない。それはひとり中国史のみにとどまらず、比較史的見地から検討さるべき問題をも含むだろう。評者もまたその感尾に付して、著者の業績から多くを学んでゆきたい所存である。「あとがき」によれば、著者は本書にまとめられた「身分制の研究」と並行して、国家による人民支配のもう一本の柱となる「編戸制の研究」にも着手されているという。前著『均田制の研究』とあわせた三部作の完成に

より、著者の中国古代史像が全貌を現わす日を心から待ち望みつつ、ひとまず拙い書評の筆をおきたい。

注

① わずかな例外としては、たとえば劉偉民『中国古代奴婢制度史（由殷代至兩晉南北朝）』龍門書店、一九七五年、がある。ただし、ほとんど史料の羅列に終始している感があり、分析の深さと視野の広さは本書に遠く及ばない。

② 朱芳圃『殷周文字積遺』（中華書局、一九六二年）卷上・妾字の項。拙稿「春秋訴訟論」「法制史研究」三七、一九八八年。

③ なお、著者が参照を指示する唐長孺氏の論稿では、吐魯番出土文書にみえる部曲の数が總体的に少ないこと、それは「その來源が限られていた」——すなわち、釈放された奴婢、朝廷の賞賜、家生の部曲・客女、の三つよりない——ためであること、など高橋氏にむしろ有利な見解が述べられている（竹内英訳「唐代の部曲と客」『東方法学』第六三輯、一九八二年）。

④ そもそも、樂事の法的地位は部曲・客女と同等だったのだろうか。「樂」とは著者の言う通り「強制されずに自ら志願する」（二七六頁）の謂であるが、もしそれが唐律疏議・戸婚・放部曲為良条の律疏に「拋戸令、自贖免賤、本主不留為部曲者、任其所樂」とある「樂」のごとき状態をも含むのであれば、樂事の主人への隸屬度は部曲に比べて緩やかだったことになるのではないか。

⑤ 堀敏一『均田制の研究——中国古代國家の土地政策と土地所有制——』（岩波書店、一九七五年）三八八頁以下。

⑦ この視点から本書をふり返るならば、奴婢（臣妾）身分もまた民間における奴隸制的關係の単なる反映ではない、という理解に想到する。この点は評者自身、いずれ機会があれば考察してみたいと思う。

（A5版 三七〇頁 一九八七年八月 汲古書院 六五〇〇円）

（鳥根大学法学部助教 堀根大）